

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第68号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月15日 09時30分ごろ	
発生場所	阪神港神戸第3区 兵庫県神戸市所在の神戸第7防波堤東灯台から真方位343° 2.3海里付近 （概位 北緯34° 42.7′ 東経135° 16.9′）	
事故等調査の経過	平成23年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	引船 ^{とうよう} 東陽丸、19トン 290-36390兵庫、昭陽海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	推進器翼に曲・欠損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約1.5m、船尾約2.0mの喫水で阪神港神戸第3区天上川河口付近において離岸作業中、平成23年2月15日09時30分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。 船長は、過去に本事故発生場所付近で離岸作業を行ったことがあった。 本船は、その後、来援した引船によって離礁し、えい航されて基地に帰った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、阪神港神戸第3区天上川河口付近において、下げ潮時に離岸作業中、船長が、過去に作業経験があり、水深の確認を行っていなかったことから、浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港神戸第3区天上川河口付近において、下げ潮時に離岸作業中、船長が水深の確認を行っていなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	